

- 対象住宅：昭和56年5月31日以前に着工した木造2階建以下の戸建て住宅
- 補助額：【耐震診断】費用の5割程度かつ補助限度額は3万円～10万円程度
【耐震改修工事】費用の2～5割程度かつ補助限度額は4万円～60万円程度
- 税制優遇：（所得税）～令和3年12月31日 工事費相当額（限度額250万円）の10%を控除
（固定資産税）～令和2年3月31日 住宅に係る税額を1/2減額（120㎡相当部分まで）

市町名	補助金の相談窓口			補助制度の有無			
	担当課	担当	電話番号	住宅の耐震診断	住宅の耐震改修	耐震シェルター	危険ブロック塀
さいたま市	建築総務課	企画係	048-829-1539	○	○	○	
	北部建築指導課	指導・中高層係	048-646-3235	○	○		○
川越市	建築指導課	建築指導担当	049-224-5974	○	○		○(6月～)
	熊谷市	建築審査課	0493-39-4809	○	○	○	○
川口市	建築安全課	建築指導係	048-242-6344	○	○		
	行田市	建築開発課	048-550-1551	○	○		
秩父市	建築住宅課	建築指導担当	0494-26-6869	○	○		
	商工課		0494-25-5208	○	○		○
所沢市	建築指導課	指導グループ	04-2998-9180	○	○		○
		審査グループ	04-2998-9180	○	○		○
飯能市	建築課	建築指導担当	042-973-2170	○	○		
	加須市	建築開発課	0480-62-1111	○	○		
本庄市	建築開発課	建築指導係	0495-25-1111	○	○	○	
	東松山市	住宅建築課	0493-23-2221	○	○		
春日部市	建築課	建築総務担当	048-736-1111	○	○		
	狭山市	建築審査課	04-2953-1111 (内2177)	○	○		○
羽生市	まちづくり政策課	建築係	048-561-1121	○	○		
	鴻巣市	建築住宅課	048-541-1321	○	○		○(7月～)
深谷市	建築住宅課	建築指導係	048-574-6655	○	○	○	○
	上尾市	建築安全課	048-775-8490	○	○		○
草加市	建築指導課	指導係	048-922-1958	○	○	○	
	越谷市	建築住宅課	048-963-9235	○	○	○	
蕨市	建築課	建築開発指導係	048-433-7715	○	○		○
	戸田市	まちづくり推進課	048-441-1800	○	○	○	
入間市	危機管理防災課	建築・開発指導担当	048-441-1800	○	○		○
	開発建築課	建築審査担当	04-2964-1111 (内3324, 3325)	○	○	○	
朝霞市	開発建築課	住宅政策係	048-423-3854	○	○	○	○
	朝霞市	建築開発グループ	048-473-1111 (内2534)	○	○		○
志木市	建築課	審査・住宅担当	048-464-1111 (内2211)	○	○	○	○
	和光市	建築課		○	○	○	○
新座市	建築開発課	住宅係	048-477-4519	○	○	○	
		建築審査係	048-477-4309	○	○		○
桶川市	建築課	建築指導係	048-786-3211	○	○		
	産業観光課	商工・労政係	048-786-3211	○	○		○
久喜市	建築審査課	企画指導係	0480-22-1111	○	○		
	北本市	建築開発課	指導担当	048-594-5550	○	○	○
八潮市	開発建築課	建築指導係	048-996-3596	○	○		○
	富士見市	建築指導課	建築指導・住宅グループ	049-251-2711 (内422)	○	○	○
三郷市	開発指導課	建築指導係	048-930-7743	○	○	○	○(5月～)
	蓮田市	建築指導課	建築指導担当	048-765-1720	○	○	
坂戸市	住宅政策課	建築指導担当	049-283-1331	○	○		
	幸手市	建築指導課	建築指導担当	0480-43-1111	○	○	
鶴ヶ島市	都市計画課	開発建築担当	049-271-1111	○	○		
	都市計画課	建築指導・開発指導担当	042-989-2111	○	○		
日高市	危機管理課		042-989-2111				○
	都市計画課	建築指導係	048-982-9885	○	○		
吉川市	商工課		048-982-9697	○	○		○
	ふじみ野市	建築課	建築指導係	049-220-2069	○	○	
白岡市	建築課	建築担当	0480-92-1111	○	○	○	
	伊奈町	都市計画課	都市計画係	048-721-2111	○	○	○
三芳町	都市計画課	公園緑地係	048-721-2111	○	○		○
	三芳町	開発建築担当	049-258-0019	○	○		
毛呂山町	まちづくり整備課	開発建築係	049-295-2112	○	○		
	越生町	まちづくり整備課	都市計画担当	049-292-3121	○	○	
滑川町	産業振興課	農林商工担当	0493-56-6906	○	○		
	嵐山町	まちづくり整備課	開発担当	0493-62-0721	○	○	
小川町	都市政策課	開発建築担当	0493-72-1221	○	○	○	
	川島町	まち整備課	都市計画グループ	049-299-1763	○	○	○
吉見町	まち整備課	都市計画係	0493-63-5018	○	○	○	
	鳩山町	まちづくり推進課	都市計画・都市施設担当	049-296-1211	○	○	
ときがわ町	建設環境課	管理都市計画担当	0493-65-1521	○	○		○
	横瀬町	建設課	計画・管理グループ	0494-25-0117	○	○	○
皆野町	産業観光課		0494-62-1462	○	○		
	建設課	建設担当	0494-66-3111	○	○		
長瀨町	産業観光課	産業観光担当	0494-66-3111	○	○		
	小鹿野町	建設課	土木建築担当	0494-79-1204	○	○	○
美里町	建設水道課	開発環境係	0495-76-5134	○	○	○	
	神川町	経済観光課		0495-77-0703	○	○	
上里町	まち整備課	都市計画係	0495-35-1227	○	○		
	寄居町	都市計画課	都市計画班	048-581-2121	○	○	○
宮代町	まちづくり建設課	都市計画・都市整備担当	0480-34-1111	○	○	○	
	杉戸町	建築課	開発建築指導担当	0480-33-1111	○	○	
松伏町	新市街地整備課	開発建築担当	048-991-1858	○	○		

大地震は必ず来ます！

「その時」あなたの大切なものを守るのは

「大地震」への備えです。



- < 3つの備え >
- ① 耐震改修
 - ② 家具の転倒対策
 - ③ ブロック塀等の安全対策



大地震が起きたその時、あなたは大切な命を守ることができますか？

～ 耐震化の3つの備え ～

1 耐震改修

Step1 耐震診断

■建築士の選定

複数の設計事務所から見積もりを取り、十分に説明を受け、納得した上で契約しましょう。

■補助制度の確認と申込み

県内の多くの市町村では耐震診断への補助を実施しています。(裏面をご覧ください)

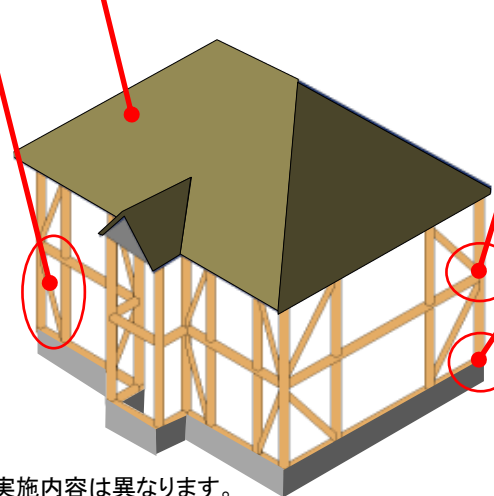
Step2 耐震改修工事(工事期間:1~2週間)

①壁の増設や筋かいの設置

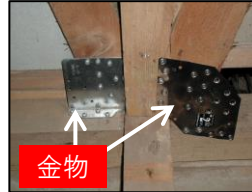


筋かい

②屋根の軽量化

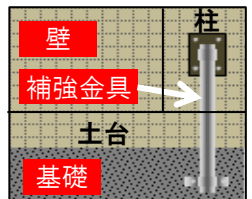


③柱、梁(はり)の補強



金物

④基礎部分の補強



壁

補強金具

土台

基礎

※住宅の規模や診断結果により改修工事の実施内容は異なります。

大地震により住宅が倒壊しても一定の空間を確保して守ってくれる耐震シェルターの設置という手法もあります。(工事期間:2日~2週間)

「部屋を囲う」タイプ

部屋の中にパネルや鉄骨のフレームを設置して強固な空間を作ります。主に寝室に設置し、屋間の地震発生時は一時避難所として利用できます。



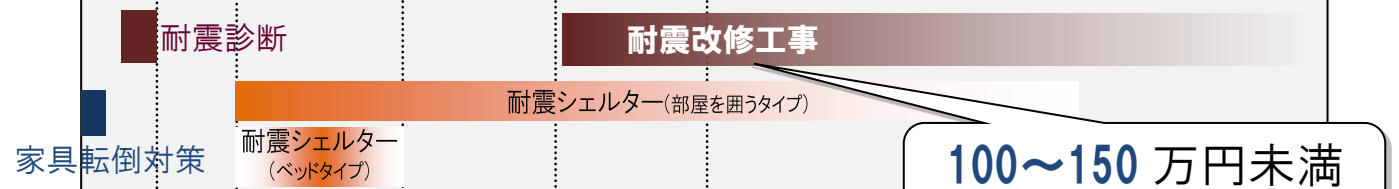
「ベッド」タイプ

ベッドタイプは鉄骨などの強固なフレームをベッドの上部に設置します。部屋を囲うタイプと比べ設置期間が短くて済みます。



費用の目安

0 25 50 75 100 200 300 400 500 万円



100~150 万円未満の工事が最も多い。

2 家具の転倒対策

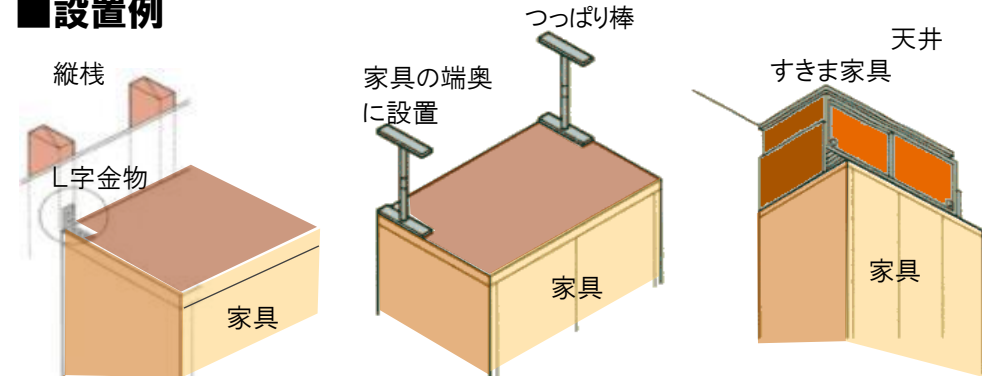
「わが家は地震でもつぶれないから大丈夫」そんなあなたの家も家具の転倒対策は万全でしょうか？

阪神淡路大震災では、600人以上の方が家具の転倒が原因で命を落としています。

家具やテレビの転倒対策は、比較的安価で手軽にできる地震対策です。

「まだ」という方は、今すぐ実践してください。

■設置例



「L字金物」は、壁裏の縦棧に木ねじで取り付けてください。

「つっぱり棒」は、手軽にできる転倒対策ですが、天井の補強等が必要です。

「すきま家具」を使えば、収納量も増加します。

家具の転倒対策が未実施の場合



■参考 イツモ防災HP (<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/itsumobo-sai.html>)

3 ブロック塀等の安全対策

「家は大丈夫」そんなあなたも屋外の安全対策は万全でしょうか？

あなたの家の塀を点検しましょう。

不明点、危険性があつた場合は、専門家に相談ください。

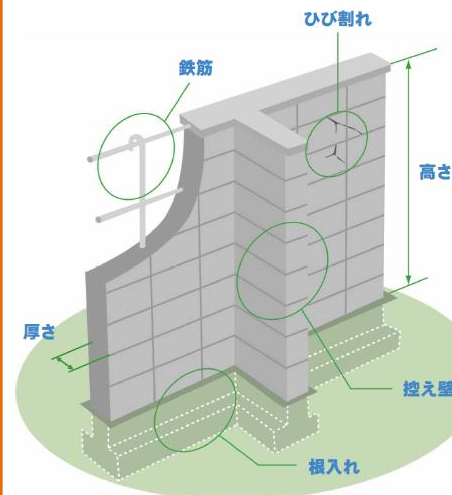
県内の一部市町村では、撤去等に対する補助制度を実施しています。(裏面をご覧ください)

■点検チェックポイント(国土交通省)

※ブロック塀の場合

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1~5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。



□1. 塀は高すぎないか

・塀の高さは地盤から2.2m以下か。

□2. 塀の厚さは十分か

・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合15cm以上)

□3. 控え壁はあるか(塀の高さが1.2m超の場合)

・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。

□4. 基礎があるか

・コンクリートの基礎があるか。

□5. 塀は健全か

・塀に傾き、ひび割れはないか。

□6. 塀に鉄筋が入っているか

・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

<専門家に相談しましょう>



出典：(一財)消防防災科学センター
塀の被害事例

■参考 埼玉県HP (<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1106/shinsai/blockwall.html>)